

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
神石高原町	光信地区	令和 03年1月10日	令和5年3月27日

1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	26.1 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の農地面積の合計	17.4 ha
③地区内における60才以上の農業者の農地面積の合計	15.5 ha
i うち後継者未定の農業者の農地面積の合計	7.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の農地面積の合計	1.1 ha
④地区内において今後中心経営体が新たに引き受ける意向のある農地面積の合計	1.4 ha
(備考)	

注1:③の「60才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・若い人はいるが、若い専業農家がない。農作業は土日に集中するため、平日、農作業はできない。
- ・畑の荒廃が進んでいる。
- ・後継者はいるが、会社等があり、地域農業の中心的担い手になることが難しい。
- ・米の消費が落ちている中で、今後、米だけでの経営ができるか心配である。
- ・粘土質地帯で排水が悪いため、大型機械での作業効率が悪い。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地を地区内の中心経営体である「(農)高原ファームみつのぶ」に集約する。同法人は、現在まで田を中心に集約を進めており、水稻・WCSの栽培に取り組んでいる。
 今後も、農地の集約化を進めていく予定であるが、畑については荒廃が進んでいることから、畑についても集約化を進め、果樹や野菜等の栽培について検討する必要がある。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稻・WCS	16.6 ha	水稻・WCS・果樹等	18.0 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	1 経営体		16.6 ha		18.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積(農地面積)を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地所有者が中心経営体である「(農)高原ファームみつのぶ」に対し、賃貸借・使用貸借を希望する場合は、農業経営基盤強化法による利用権設定、又は農地中間管理機構を通じて転貸を行う。
 なお、機構による転貸は、中心経営体が営農の継続が困難になった場合に、農地の一時保全管理や新たな受け手への付替えを進めることが出来ることから、原則、機構を通じて中心経営体への貸し付けを積極的に推進する。